

## 「様々な課題を抱える児童生徒に対する適切な支援」について

義務教育課

## 1 スクールカウンセラー等活用事業

## (1) 目的

- ・児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決
- ・学校における教育相談体制の充実

## (2) 配置状況

- ・全公立小・中学校、義務教育学校（令和2年度より）

## (3) 内容

## ① 児童生徒へのカウンセリング（相談）

相談室等での相談活動や、授業を参観したり、休み時間等の場面において児童生徒との関係を築いたりしながら、日常の様子を捉え実態把握を行う。

## ② 教職員へのコンサルテーション（話し合い）

問題の解決には、心理的な視点と教育的な視点を総合して児童生徒の実態を把握し、支援の方向性を見いだしていくことが必要であるため、カウンセリングやアセスメントの結果を、教職員が指導や支援に生かし、児童生徒に対して適切な対応がとれるよう助言したりすることにより、課題の改善につなげる。

## ③ 研修・講話（講師・助言）

教職員や保護者に対し、児童生徒の心理等についての講話や研修等を行う。スクールカウンセラーとしての専門性に応じて、ロールプレイングやソーシャルスキルトレーニング、事例研究等を実施する。

## 2 不登校児童生徒に対する支援推進事業

## (1) 目的

- ・不登校児童生徒に対する多様な教育機会確保に関する理解を深める
- ・教育委員会や学校、関係機関の連携による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備

## (2) 現状

## ① 不登校児童生徒に対する支援連絡協議会

- ・対象 教育支援センター（適応指導教室）、教育委員会

## ② 学校以外の場における教育機会の確保に関する連絡会

- ・対象：フリースクールなどの民間施設・団体、教育委員会